

福祉サービス第三者評価結果報告書(公表用)

【受審事業所情報】

事業所名称	都島桜宮保育園
運営法人名称	社会福祉法人 都島友の会
福祉サービスの種別	保育所
代表者氏名	理事長 渡久地 歌子 園長 松島 千賀子
定員(利用人数)	130名 (139名)
事業所所在地	〒534-0027 大阪府大阪市都島区中野町5-10-80
電話番号	(06) 6922-2670
FAX番号	(06) 6922-1453
ホームページアドレス	http://miyakojima.or.jp/sakura/
電子メールアドレス	mts08@skyblue.ocn.ne.jp

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター		
大阪府認証番号	270002		
評価実施期間	平成26年12月18日～平成27年3月18日		
評価結果決定年月日	平成27年3月18日		
評価調査者氏名(役割)	0501C060 (運営管理委員)		()
	0501C064 (専門職委員)		()
	()		()
	()		()

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
---------------------	--

第三者評価結果の概要

評価機関総合コメント

都島桜宮保育園は、平成3年4月創立の保育園で地下鉄谷町線都島駅、JR桜ノ宮の両駅より徒歩5分という利便性の高い立地となっています。施設の正面には大阪市立総合医療センターがあり、周辺には公園、グラウンド、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームがあります。周囲の道路は比較的交通量が少なく、都心であっても静かで落ち着いた保育環境となっています。園児と地域とのかかわりを積極的に行い、また保育園の持つ機能を地域の保護者・子どもに還元しています。

特に評価の高い点

利用者との地域のかかわりを大切にしている

地域との交流や支援活動を積極的に行い、地域に根ざした園として貢献しています。園児たちは地域のさまざまな行事に積極的に参加したり、特別養護老人ホームへの訪問や、軽費老人ホームの入居者を保育園に招いています。地域の中学校の職場体験も積極的に受け入れを行っています。小学校との連携については、小学一年生の担任教諭が半日保育園に来て幼児期の子どもの様子を見てもらっています。

食育活動

給食は業務委託ですが園と業務委託会社が密に連携をとり、様々な取り組みをしています。毎月の食育便りをはじめ、園庭やホールでの調理の実演や親子でのカレー作りなど、食育の啓発と楽しい食の経験を提供しており、保護者からの評価も高いです。

改善を求められる点

外部監査の実施について

公認会計士による毎月の経営指導が行われ、その指導や指摘事項について経営改善を図るなど、一定の取り組みは行われていますが、施設運営の透明化を図るためにも、法人の事業規模にふさわしい狭義の外部監査の実施が望まれます。

自己評価について

保育士等が主体的に保育実践等について自己評価に取り組めるよう、組織として様式の内容を検討し見直すことが望まれます。

第三者評価に対する事業者のコメント

新制度への移行に向け研修を受け勉強する中で今回の受審でしたが、保育園の役割・保育を全職員で再確認し見直す良い機会となり、そして変えてはいけないものは”一人ひとりの子どもを大切にする保育”であるという私たちの原点を再認識することができました。前回の受審でいただいた評価の良いところは継続そしてより向上できるように、課題については改善・達成できるよう職員皆で取り組んできたことが保護者アンケートに表れていて大変嬉しく思いました。

取り組み必要事項についてはできる点は早々に着手しております。また前回以降、PDCAサイクルを意識しやってきたつもりですが、今後も保育の質向上委員会を中心に「自己評価ガイドライン」に基づいた自己評価に取り組んでいきたいと思っております。

これからも子どもたちだけでなく、保護者・地域の方々とのつながりを大切にしながら、向上心をもって職員一同邁進してまいります。

評価細目の第三者評価結果

児童福祉分野の評価基準

判 断 基 準 項 目	評価結果
評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織	
I - 1 理念・基本方針	
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。	
I - 1 - (1) - ① 理念が明文化されている。	a
I - 1 - (1) - ② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
I - 1 - (2) 理念や基本方針が周知されている。	
I - 1 - (2) - ① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a
I - 1 - (2) - ② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a
評価機関コメント	
<p>理念と基本方針が定められ明文化されています。職員への周知は採用説明会、園内研修会などを通して図られています。保護者や地域には保育のしおりや広報誌「ゆんたく」などで周知を図っています。</p>	
I - 2 計画の策定	
I - 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I - 2 - (1) - ① 中・長期計画が策定されている。	a
I - 2 - (1) - ② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	b
I - 2 - (2) 事業計画が適切に策定されている。	
I - 2 - (2) - ① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a
I - 2 - (2) - ② 事業計画が職員に周知されている。	a
I - 2 - (2) - ③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
評価機関コメント	
<p>中・長期計画が策定され、年度末には再確認を行い見直しをしています。各年の事業計画は中・長期計画を踏まえて策定されていますが、実施状況の評価を行うための具体的な活動や数値目標等が明確となることが望まれます。事業計画の策定は前年度の事業計画の見直しを職員が行い、そのうえで提案事項を集約して次年度の事業計画に反映しています。事業計画は毎年4月に職員に配布し、説明をしています。また保護者へは進級説明会で園長から説明をしています。</p>	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

評価機関コメント

管理者の責任については職員会議の場で園長の役割を説明し、災害時における責任も明確にしています。管理者は法令遵守の観点から研修会に参加したり、職員ハンドブックを使って遵守すべき法令等を職員に周知しています。管理者は保育の質の向上のため、積極的に課題を明確にして改善に取り組んでいます。また労務管理や財務分析を行い経営や業務の改善と効率化に取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握		
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	b
評価機関コメント		
<p>事業経営を取り巻く環境は法人の施設長会で把握されています。経営状況の分析では法人内の複数施設での給食管理費の比較分析が行われ、各施設で差異があったためコストダウンを図っています。法人本部にて顧問契約の税理士が経営の改善指導を行うなど一定の取組は行われていますが、今後、法人の規模に応じた狭義の外部監査の実施が望まれます。</p>		

Ⅱ-2 人材の確保・養成		
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

評価機関コメント		
<p>必要な人材に関する基本的なプランがあり、人員体制は園児数と職員の正規、非正規職員の人数と年齢、勤務時間などを考慮して整えられています。人事考課に関しては目的や効果を園長をはじめ職員も理解しています。園長は職員から提出された目標シートに基づき、年2回職員面談を実施しています。現在は考課基準の導入に向けて準備段階であり、職員一人ひとりの自己評価と関連づけての人事考課の実施が望まれます。職員の就業状況は有給休暇消化率表を確認し、職員会議での意見聴取に基づき改善を図っています。大阪民間社会福祉事業従事者共済会に加入し、メンタルヘルスを職員に周知しています。職員に求める基本的姿勢は職員ハンドブックを通して確認されています。個別の職員に対して研修計画に基づいて取り組みが行われており、研修計画の見直しは行われています。実習生受け入れに関してマニュアルが整備され、職員に周知されています。実習内容については養成校よりの指定に対応したり、実習巡回の担当教諭との話し合いも行われています。</p>		

II-3 安全管理		
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	b

評価機関コメント

リスクの種類別にマニュアルが整備されています。園長のリーダーシップのもとリスクマネジメント委員会が、月初に怪我報告書を作成しその傾向と次月における対策を検討しています。感染症の発生時には保護者に適切な情報提供がなされています。災害時にはマニュアルに基づき対応できるようになっています。食糧や備品などは備蓄リストを基に管理されています。リスクマネジメント委員会で日々のヒヤリハットの記録を集計分析し、職員会議で課題を話し合っています。遊具や備品等については職員が点検をしていますが、今後は定期的に専門的点検を行うことが望まれます。

II-4 地域との交流と連携		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

評価機関コメント

核家族化が進む中で地域の敬老会や隣接する特別養護老人ホームとの交流を持っています。保育園が実施する「サンマ焼き」の行事に地域のお年寄りをお招きしています。園児たちは地域の夏祭りをはじめ様々な行事に積極的に参加して地域との交流を図っています。園庭開放、保育体験、子育てサロンや子育て講演会など保育園が持つ機能を地域に還元しています。ボランティア受け入れの意義方針が明文化され職員に周知されています。ボランティアに対する事前オリエンテーションも実施されています。法人のなんでも相談室（ひまわりネット）を通じて関係機関との連携が図られています。子育てサロンを通じて地域の在宅子育て家庭のニーズを把握し、保育体験などの取り組みが中期計画や事業計画に反映されています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
-----------	--------------------------------	---

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a

評価機関コメント

一人ひとりの子どもを尊重する保育は保育理念及び保育目標に明示されており、内容は職員ハンドブックを通じて全職員に周知されています。利用者のプライバシー保護については法人共通のプライバシーポリシーを保護者に配布し、入園・進級説明会で説明をしています。行事毎に保護者アンケートを実施したり、声の箱(意見箱)を設置し保護者の意見等の把握に努めています。苦情・相談窓口の設置を入園・進級説明会で保護者に説明しています。苦情解決の体制が整備され保護者にはしおりやポスターで周知されています。相談苦情対応マニュアルが整備され相談苦情のあった保護者には24時間以内に解決策を示せなくても、必ず声をかけています。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a

Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

評価機関コメント

園長と職員との個人面談を年2回行っています。毎年夏に職員が6クラスをローテーションで回り、担任以外の眼で「気づき」を話し合ったり、前回の第三者評価受審により得た課題について話し合い、改善案を提議し保育の質の向上につなげています。また、保育提供マニュアルに沿って保育が実施され、個人懇談記録や意見箱により保護者の意見をくみ取り、保育士の提案もふまえ見直しを行っています。

記録のばらつきを避けるため、保育所保育指针对応ソフトを使用し、情報管理においてもマニュアルに従って行っています。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	---

評価機関コメント

地域への掲示版、ホームページ、「保育のしおり」、法人会報誌等で、情報提供に努めています。施設見学、保育体験は随時受け入れています。入園説明会時に「保育のしおり」をもとに詳細な説明をし、保護者の同意を得ています。

サービスの継続においては、修了記念文集や修了アルバムに相談案内を記載し、終了後も保護者や子どもの心のよりどころとなるよう努めています。今後は、転園の際のマニュアル及び引き継ぎ文書を整備することが望まれます。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
------------------------------------	---

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

評価機関コメント

定められた様式によりアセスメントを行っています。子ども一人ひとりの育ちを大切に、年間カリキュラム、月案、週案、日誌と繋がりを意識し、またPDCA(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善))サイクルが回ることを意識して記録を残しています。子どもの発達経過により、計画変更するときは会議を設け、変更箇所を赤ペンで修正しています。個別の指導計画においては、個別面談により保護者の意見も反映し、同意を得ています。クラスごとの計画変更はホワイトボードに記載し、全職員で周知しています。

児童福祉分野【保育所】のサービス内容基準(付加基準)

判断基準項目		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
1-(2)環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b

評価機関コメント

保育過程は、園の目指す保育が明記され、地域や入所児童、家庭の背景などを考慮し作成されています。乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮しています。0～2歳児の保育においては、「おいたちの記」を通して保護者との情報共有をはかり共に育てる喜びを分かち合っています。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関しては、保育のしおりにも明記して保護者に啓発しています。3歳以上児の保育においては、地域や小学校との関わりを重視しつつ、保育が展開されています。子どもが心地よく過ごせる環境、基本的な生活習慣を身につけ、主体的な活動や自由な表現活動ができる環境が整備されています。「えほん広場」を設け、保護者の協力も得ながら、日本語と外国語で同じ本の読み聞かせを行ったり、貸し出しも行い積極的な活動を行っています。

自己評価については、保育士等が行事や研修の際に取り組んでいますが、今後は「自己評価ガイドライン」等に基づいて定期的な評価を行い、お互いの意識の向上に繋げていくことが望まれます。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている	a
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a

2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

評価機関コメント

子ども一人ひとりを受容し、障がいのある子どもには関係機関や保護者と連携をとりながら個別支援計画に基づき、保育環境や、保育の内容、方法に配慮しながら保育を実施しています。長時間保育においても、クラスの壁を越え、引継ぎを大切に行われています。

子どもの健康管理は、家庭との連携を密に、一人ひとりに配慮しています。健康診断、歯科検診に関する情報は、職員や保護者に周知しています。食についても保育園と業務委託会社が連携し、食育の向上を図っています。食育計画をもとに食事に関する様々なアイデアで食の楽しみを、入所児童をはじめ、保護者、地域の方々に伝えています。アレルギー疾患、慢性疾患をもつ子どもに対しては、医療機関との連携を図りながら適切な対応をしています。衛生管理においても、給食委託会社を含め、職員ともに体制が整備されています。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に連携した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

評価機関コメント

虐待対応マニュアルをもとに、職員研修等を行っています。外部への研修にも参加しています。また、ポスターの掲示や子どもたちが制作でオレンジリボンを作る等、虐待防止への意識啓発のため、積極的に取り組んでいます。

A-4 子どもの発達・生活援助

4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
-----------	---	---

評価機関コメント

体罰の禁止は、就業規則や園のしおりに記載されています。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	都島桜宮保育園を利用中の保護者
調査対象者数	120世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

都島桜宮保育園を現在利用している保護者120世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配布してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、67世帯から回答がありました。(回答率55.8%)

特に満足度の高い項目として

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」
「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていませんか」
「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が95%を超える満足度、

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」
「入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか」
「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」
「給食のメニューは、充実していますか」
「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面接などを行ったりしていますか」

が90%を超える満足度となっています。

* 別紙報告書